

与論町多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、地域の共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能の維持及び発揮を図るため、多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し与論町補助金等交付規則（平成5年与論町規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金の交付対象者)

第2条 交付金の交付対象者は、実施要綱第5の1の広域活動組織又は活動組織（以下「対象組織」という。）とする。

(交付金の種類)

第3条 交付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 農地維持支払交付金
- (2) 資源向上支払交付金

(交付対象経費及び交付率)

第4条 交付金の交付対象となる経費の内容及び交付率は、実施要綱別紙1及び別紙2のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする対象組織は、多面的機能支払交付金事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(決定通知)

第6条 町長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、交付金の交付決定及び交付の金額を決定し、その旨を多面的機能支払交付金事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、当該対象組織の代表者（以下「代表者」という。）に通知するものとする。

(計画の変更等)

第7条 代表者は、決定の通知を受けた交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難になった場合は、多面的機能支払交付金事業補助金変更申請書（別記第3号様式。以下「変更申請書」という。）を速やかに町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第8条 町長は、変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、これを適当であると認めるときは、変更を承認し、その旨を代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 代表者は、交付金事業を完了したとき又は廃止若しくは中止の承認を受けたときは、事業年度の3月31日までに、多面的機能支払交付金事業補助金実績報告書(別記第4号様式。以下「実績報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第10条 町長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、その内容が交付金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、多面的機能支払交付金事業補助金交付確定通知書(別記第5号様式)により代表者に通知するものとする。

(交付金の請求等)

第11条 前条の通知を受けた代表者は、交付金の交付を請求しようとするときは、多面的機能支払交付金事業補助金請求書(別記第6号様式)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、代表者は交付金の概算払を受けようとするときは、多面的機能支払交付金事業補助金概算払申請書(別記第7号様式)に請求書及び町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、交付金の概算払をすることが適当であると認めるときは、当該交付金の交付決定額の範囲内において交付するものとする。

(交付金の返還等)

第12条 町長は、実施要綱、実施要領及び規則に基づき交付金の返還等の要件に該当すると認めるときは、代表者に対し、実施要領に定める協定の締結又は広域協定の認定の年度に遡って交付金の返還を命じることがある。

(関係書類の保管)

第13条 代表者は、交付金に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、交付金の交付が終了する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

与論町長 殿

申請者 住所

氏名

年度多面的機能支払交付金事業補助金交付申請書

年度多面的機能支払交付金事業について補助金の交付を受けたいので、与論町補助金等交付規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
- 2 補助事業の名称
- 3 関係書類
 - (1) 多面的機能支払交付金に係る事業計画及び収支予算書
 - (2) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業計画

別記第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

与論町長

年度多面的機能支払交付金事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度多面的機能支払交付金事業補助金については、与論町補助金等交付規則第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業に要する経費
- 2 補助金の額
- 3 交付の条件
 - (1) 事業者は、次の法令及び通知に従わなければならない。
 - ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
 - ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
 - ・農林蓄水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省第18号）
 - ・多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号）
 - ・鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）
 - ・鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱
 - ・多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号）
 - ・多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号）
 - (2) (1)の条件に違反したときには、交付金の全部又は一部を返還させることがある。

- (3) 事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、事業の事業終了の翌年度から起算して5か年間整備保管しなければならない。
- (4) 事業者は、事業により取得し又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合は、多面的機能支払交付金交付要綱別記様式7号財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- また、その財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 前号の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の機械及び器具について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内)においては、補助事業者の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。
- (6) 事業者が前号により補助事業者の承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

別記第3号様式（第7条関係）

年 月 日

与論町長 殿

申請者 住所

氏名

年度多面的機能支払交付金事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった
年度多面的機能支払交付金事業を下記のとおり変更したいので、与論町補
助金等交付規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
(うち前回までの申請額)
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 収支変更予算書

別記第4号様式（第9条関係）

年 月 日

与論町長 殿

申請者 住所

氏名

年度多面的機能支払交付金事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知に基づき、
年度多面的機能支払交付金事業を実施したので、与論町補助金等交付規則第14条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 実施状況報告書
- 2 収支精算書

別記第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

殿

与論町長

年度多面的機能支払交付金事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度多面的機能支払交付金事業補助金については、与論町補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業に要した経費
- 2 補助金交付確定額

別記第6号様式（第11条関係）

年 月 日

与論町長 殿

申請者 住所

氏名

年度多面的機能支払交付金事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定（確定）通知書に基づく、年度多面的機能支払交付金事業補助金を交付して下さるよう与論町補助金等交付規則第16条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

交付決定額 確定	
前回までの交付額	
今回請求額	
未請求額	

振込先

金融機関・支店等名

種別・番号

フリガナ

口座名義

別記第7号様式（第11条関係）

年 月 日

与論町長 殿

申請者 住所

氏名

年度多面的機能支払交付金事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった、
年度多面的機能支払交付金事業補助金を与論町補助金等交付規則第16条
第3項の規定により、下記のとおり概算払下さるよう関係書類を添えて申請し
ます。

記

1 申請額 金 円

事業費	補助金	概算払受領済額	今回申請額	残 額

2 概算払を必要とする理由